

○恵那市移住者自動車運転支援補助金交付要綱

令和6年11月1日告示第197号

恵那市移住者自動車運転支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住に対する不安の解消及び生活環境向上のため、自動車教習所（以下「教習所」という。）が実施する運転技術の向上のための講習を受講した移住者に対し、予算の範囲内において、恵那市移住者自動車運転支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許をいう。
- (2) 講習 運転免許を保有しているが運転経験の少ない者その他自動車運転技術の向上を目指す者に対して教習所が実施する講習をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 運転免許を有する者
- (2) 本市への転入日以後1年を経過していない者
- (3) 本市への転入日前1年間市内に居住していない者
- (4) 本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条に規定する住民基本台帳をいう。）に記載されている者であること。
- (5) 本人及びその世帯員全員に本市における市県民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、下水道受益者負担金及び保育料の滞納がない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者による講習の受講とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要した費用とする。ただし、1時限（教習所において実施する50分を単位とした講習をいう。）を1回の講習として、2回の講習までを補助の対象とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、1回の講習につき7,000円を上限とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、恵那市移住者自動車運転支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 教習所名、講習名及び受講に要する費用が分かるもの
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 市税等の納付状況及び住民基本台帳の確認同意書（様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（交付決定等）

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定する。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、恵那市移住者自動車運転支援補助金交付決定通知書（様式第3号）又は恵那市移住者自動車運転支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第9条 前条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止をしようとするときは、恵那市移住者自動車運転支援補助金交付決定変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、恵那市移住者自動車運転支援補助金交付決定変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早

い日までに、恵那市移住者自動車運転支援補助金実績報告書（様式第7号）に受講日、教習所名、講習名及び受講料を支払ったことがわかるもの（教習所が発行したものに限る。）の写しその他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは補助金の額を確定し、恵那市移住者自動車運転支援補助金交付確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定による交付確定通知を受けた交付決定者は、恵那市移住者自動車運転支援補助金交付請求書（様式第9号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付は口座振込によるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならぬ。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。